

## 新見市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項

### 1 募集人数

【農業委員会委員】 18人

【農地利用最適化推進委員】 10人

※ 農業委員会委員は、市内全域から募集するが、農地利用最適化推進委員は、別表の区域を単位として各1人を募集する。

### 2 対象者

【農業委員会委員】

農業に関する識見を有し、農地の権利移動や転用に係る許認可など農業委員会の所掌に属する職務を適切に行うことができる者

(ただし、法律の規定により、農業委員会委員の1/4以上が認定農業者等であり、認定農業者等及び認定農業者に準ずる者(※1)が過半数を占めるものであること。また、利害関係のない者を1人以上含むものとする。)

【農地利用最適化推進委員】

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

### 3 資格要件

(1) 新見市に住所を有する者

(ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない)

(2) 新見市の職員でない者

(3) 市税等を滞納していない者

なお、次のいずれかに該当する場合は委員となることができない。

ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 4 委員の任期

令和8年7月20日から3年間

### 5 主な職務

【農業委員会委員】

・毎月、現地確認を行い、総会に出席し、農地法等の案件を審議して決定する。

・遊休農地に対する措置や違反転用への対応等の現場活動を行う。

【農地利用最適化推進委員】

・農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の支援等の実践活動を行う。

・総会に出席し、農地利用の最適化推進に関する意見を述べる。

### 6 守秘義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはならない。

## 7 報酬

【農業委員会委員】 月額35,500円

【農地利用最適化推進委員】 月額30,000円

## 8 募集方法

○地区又は団体推薦 委員にふさわしい者を地域や団体が推薦する方法

○個人推薦 委員にふさわしい者を3人以上の個人が推薦する方法

○一般募集 自ら委員に応募する方法

## 9 申込手続き

推薦書又は応募申込書に必要事項を記入し、住民票を添えて、新見市役所2階の農業委員会事務局又は農業畜産振興課へ下記の期間内に持参、または郵送のこと。

受付：令和8年2月2日（月）～27日（金）の平日、

午前8時30分から午後5時15分まで

郵送：令和8年2月27日（金）の消印有効

兼務：両委員の兼務は不可（ただし、両方へ推薦又は応募することは可能）

## 10 募集状況の公表

推薦及び応募された内容は、受付期間の中間及び終了後に市ホームページ等で公表する。

## 11 選考方法

### 【農業委員会委員】

農業委員候補者評価委員会において、提出書類の内容をもとに、本市の農業の発展に熱意を持って取り組んでいただける方であるかなどを評価して選定し、議会の同意を得た上で選任する。（必要に応じて面接等を行う場合がある。）

### 【農地利用最適化推進委員】

農業委員会において、農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であるか等を審議して選任する。（必要に応じて面接等を行う場合がある。）

## 12 選考結果の通知

選考結果については、書面で通知する。※電話等のお問い合わせにはお答えできません。

## 13 問い合わせ先

〒718-8501 新見市新見310番地3

新見市農業委員会事務局 ☎ 0867-72-6106

新見市農業畜産振興課農業畜産係 ☎ 0867-72-6133

別表

地区名	地区の区域
新見 1	上熊谷、下熊谷、菅生（上別所・下別所・阿福・灰ガ峰・小原・千原・力谷を除く）
新見 2	千屋花見、千屋井原、千屋、千屋実
新見 3	馬塚、菅生のうち上別所・下別所・阿福・灰ガ峰・小原・千原・力谷、上市（舞尾・畠原を除く）、坂本
新見 4	新見、高尾、西方（小南・段を除く）、正田、金谷
新見 5	唐松、石蟹、長屋、井倉、法曾
新見 6	草間、足見、土橋、豊永佐伏、豊永赤馬（川筋を除く）、豊永宇山
大佐	大井野、上刑部、小阪部、永富、小南、田治部、布瀬、豊永赤馬のうち川筋
神郷	下神代、油野、足立、上市のうち舞尾・畠原、西方のうち小南・段、高瀬、釜村
哲多	蚊家、田淵、大野、矢戸、老栄、荻尾、成松、本郷、宮河内、花木
哲西	大竹、畠木、八鳥、大野部、矢田、上神代

※1 認定農業者に準ずる者とは（農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号）

イ 認定農業者等であった者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第10条第1号において同じ。）である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員

ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの中の業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。）である個人

ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人